

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 15日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県あわら市矢地

氏名 ダウ・東レ株式会社
福井工場 安藤 和彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-73-1100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ダウ・東レ株式会社 福井工場
事業場の所在地	福井県あわら市矢地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

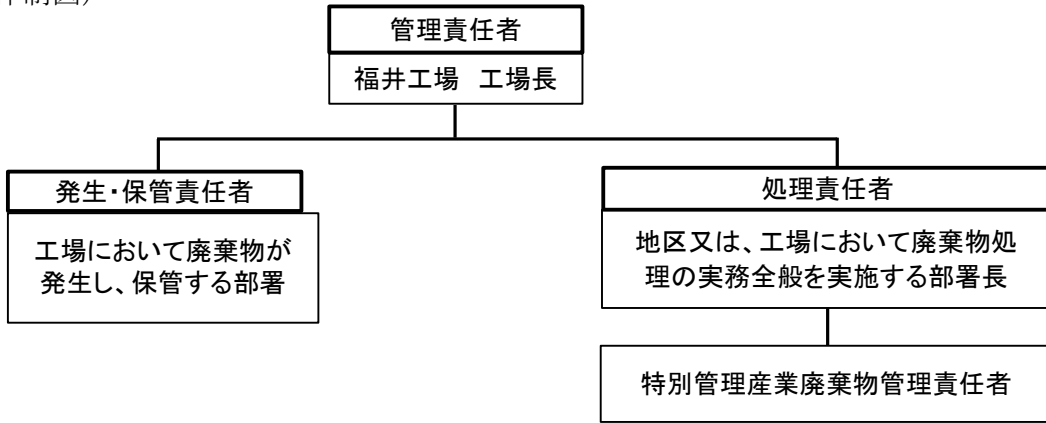
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E16 (化学工場)
②事業の規模	290億円
③従業員数	総数：300人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①に記入

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
②計画	（これより）	
	別紙②に記入	
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t
	（今後実施する予定の取組）	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組)		
②計画	別紙③に記入		
			t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への	t	t
			t
			t
			t
(今			
※事務処理欄			

別紙③に記入

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙①

<p>④産業廃棄物の一連の処理の工程</p>	<p>①汚泥 処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分) 処理業者(焼却)へ委託(処理後はセメント原料として再資源化) 処理業者(分離・混合調製)へ委託(処理後はセメント原料として再資源化)</p> <p>②木屑 処理業者(RPF製造)へ委託(処理後は再資源化)</p> <p>③廃プラスチック 処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は最終処分) 処理業者(RPF製造)へ委託(処理後は再資源化) 処理業者(焼却)へ委託(処理後はセメント原料として再資源化)</p> <p>④廃油 処理業者(混合調製)へ委託(処理後燃料として再資源化) 処理業者(焼却)へ委託(処理後セメント原料として再資源化) 処理業者(蒸留)へ委託(処理後リサイクル原料として再資源化)</p> <p>⑤廃酸 処理業者(中和処理)へ委託(処理後は別会社にて最終処分)</p> <p>⑥ガラス・陶磁器屑 処理業者(焼却)へ委託(処理後セメント原料として再資源化)</p>
------------------------	---

別紙②

産業廃棄物の排出抑制に関する事項								
①現状	【前年度（令和4年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	廃プラスチック	廃油	ガラス・陶磁器屑	金属くず	
	排出量	669.173 t	54.98 t	410.945 t	1.397 t	1.1 t	28.67 t	
	(これまで実施した取組)							
	・生産計画の精度を上げ、製品・原料の期限切れによる廃棄を削減した。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	廃プラスチック	廃油	ガラス・陶磁器屑	金属くず	
	排出量	630 t	55 t	370 t	1.30 t	1.0 t	40 t	
	(今後実施する予定の取組)							
	<ul style="list-style-type: none"> ・生産工程においてオペレーションのミスによる廃棄物を削減する。 ・生産工程において製品切り替え時のロス（廃棄物）を削減する。 ・廃棄物の分別を強化し、汚泥を減少させ廃プラスチック類が増加する。 ・廃棄物の分別を強化して、リサイクル可能な物は再利用する。 							

別紙③

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】								
産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	廃プラスチック	廃油	ガラス・陶磁器屑	金属くず		
①現状	全処理委託量	669.173 t	54.98 t	410.945 t	1.397 t	1.1 t	28.67 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	547.783 t	54.98 t	393.235 t	1.397 t	1.1 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	57.688 t	54.98 t	213.95 t	1.397 t	0 t	28.67 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	298.16 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	313.325 t	0 t	196.995 t	0 t	1.1 t	0 t	
(これまでに実施した取組) ・定期的な廃棄物業者視察を継続実施し、処理先に優良認定の取得推進の導入を申し入れる。								
【目標】								
産業廃棄物の種類	汚泥	木くず	廃プラスチック	廃油	ガラス・陶磁器屑	金属くず		
②計画	全処理委託量	630 t	55 t	370 t	1.3 t	1 t	40 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	600 t	0 t	360 t	1.3 t	1 t	0 t	
	再生利用業者への処理委託量	50 t	55 t	210 t	1.3 t	1 t	40 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	300 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	280 t	0 t	150 t	0 t	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) ・定期的な廃棄物業者視察を継続実施し、処理先に優良認定の取得を申し入れる。 ・優良認定廃棄物業者との契約を実施する。								